

週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) 対比表		
改定前	改定後	備考
附 則 1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。 2 この取扱いは、令和4年8月 1日以降にしゅん功する工事から適用する。 3 この取扱いは、令和5年1 1月単価を使用する工事から適用する。 4 この取扱いは、令和6年1 1月単価を使用する工事から適用する。 5 この取扱いは、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。 6 この取扱いは、令和7年1 0月単価を使用する工事から適用する。	附 則 1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。 2 この取扱いは、令和4年8月 1日以降にしゅん功する工事から適用する。 3 この取扱いは、令和5年1 1月単価を使用する工事から適用する。 4 この取扱いは、令和6年1 1月単価を使用する工事から適用する。 5 この取扱いは、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。 6 この取扱いは、令和7年1 0月単価を使用する工事から適用する。 7 この取扱いは、令和8年1 0月単価を使用する工事から適用する。	追加